

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年 2 月28日提出
【計算期間】	第 1 期中 (自 2022年 5 月31日 至 2022年11月30日)
【ファンド名】	あおぞら・徹底分散グローバル・サステナビリティ株式ファンド
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 野村 孝禎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
【電話番号】	03-6752-1050
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2022年11月30日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	3,029,040,300	98.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	50,076,598	1.62
合計(純資産総額)		3,079,116,898	100.00

（２）【運用実績】**【純資産の推移】**

2022年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2022年 5月末日	904,117,467	—	1.0000	—
6月末日	1,383,553,978	—	0.9853	—
7月末日	1,573,312,306	—	1.0067	—
8月末日	1,862,356,446	—	1.0140	—
9月末日	2,331,606,981	—	0.9557	—
10月末日	2,845,760,211	—	1.0268	—
11月末日	3,079,116,898	—	1.0221	—

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1中間計算期間	2022年 5月31日～2022年11月30日	2.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1中間計算期間	2022年 5月31日～2022年11月30日	3,101,296,567	88,638,172	3,012,658,395

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

（１）本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2022年5月31日（設定日）から2022年11月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【あおぞら・徹底分散グローバル・サステナビリティ株式ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第1期中間計算期間 2022年11月30日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	77,947,774
投資証券	3,029,040,300
流動資産合計	3,106,988,074
資産合計	3,106,988,074
負債の部	
流動負債	
未払解約金	20,659,623
未払受託者報酬	272,457
未払委託者報酬	5,449,083
未払利息	213
その他未払費用	1,489,800
流動負債合計	27,871,176
負債合計	27,871,176
純資産の部	
元本等	
元本	3,012,658,395
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	66,458,503
元本等合計	3,079,116,898
純資産合計	3,079,116,898
負債純資産合計	3,106,988,074

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2022年 5月31日 至 2022年11月30日
営業収益	
受取配当金	7,766,136
有価証券売買等損益	62,306,164
営業収益合計	70,072,300
営業費用	
支払利息	50,711
受託者報酬	272,457
委託者報酬	5,449,083
その他費用	1,490,023
営業費用合計	7,262,274
営業利益又は営業損失（ ）	62,810,026
経常利益又は経常損失（ ）	62,810,026
中間純利益又は中間純損失（ ）	62,810,026
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,692,140
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,340,617
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,447
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,263,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	66,458,503

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	本ファンドの計算期間は、原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までとなっておりますが、第1期中間計算期間は信託約款の定めにより、2022年 5月31日から2022年11月30日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期中間計算期間 2022年11月30日現在	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	3,012,658,395口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0221円
(10,000口当たり純資産額)	(10,221円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第1期中間計算期間 2022年11月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第1期中間計算期間 自 2022年 5月31日 至 2022年11月30日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	904,119,944円
期中追加設定元本額	2,197,176,623円
期中一部解約元本額	88,638,172円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】（本書提出日現在）

資本金の額	4億5,000万円
会社が発行する株式の総数	45,000株
発行済株式総数	18,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	
設立	2014年2月4日 資本金2億2,500万円
	2017年5月26日 資本金4億5,000万円に増資

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2022年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	28	269,062,697,761
単位型株式投資信託	11	19,461,918,808
合計	39	288,524,616,569

(3)【その他】

定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるあおぞら投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下、「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度に係る中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2021年 3月31日現在)		当事業年度末 (2022年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	2		454,441		471,089
前払費用			6,235		6,149
未収委託者報酬			277,664		660,476
流動資産計			738,342		1,137,715
固定資産					
有形固定資産	1		12,001		11,290
建物		11,359		10,869	
器具備品		641		421	
無形固定資産			2,560		1,576
ソフトウェア		2,560		1,576	
投資その他の資産			-		19,622
繰延税金資産		-		19,622	
固定資産計			14,562		32,489
資産合計			752,904		1,170,204
(負債の部)					
流動負債					
未払金			214,262		467,421
未払手数料	2	141,297		337,785	
その他未払金	2	72,965		129,636	
未払費用			7,416		8,689
未払法人税等			3,030		9,775
未払消費税等			11,893		27,588
預り金			30,208		18,751
流動負債計			266,810		532,226
固定負債					
資産除去債務			12,232		12,331
繰延税金負債			3,155		-
固定負債計			15,388		12,331
負債合計			282,199		544,557
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			429,294		274,353
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		429,294		274,353	
純資産合計			470,705		625,646
負債・純資産合計			752,904		1,170,204

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年 3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		947,369		1,430,844	
営業収益計			947,369		1,430,844
営業費用					
支払手数料	1	467,544		720,631	
支払投資顧問料		26,097		18,930	
広告宣伝費		6,782		10,670	
調査費		18,622		18,901	
委託計算費		22,711		42,675	
営業雑経費		52,901		72,250	
通信費		4,414		3,959	
印刷費		47,121		67,055	
協会費		1,365		1,236	
営業費用計			594,660		884,060
一般管理費					
給料	1	234,441		269,115	
役員報酬		45,001		56,914	
給料・手当		149,495		157,970	
賞与		39,944		54,230	
法定福利費	1	27,855		32,826	
交際費		177		275	
会議費		-		9	
旅費交通費		1,838		3,203	
租税公課		7,645		9,960	
不動産賃借料	1	15,979		15,870	
賃借料	1	3,495		3,392	
固定資産減価償却費		1,640		1,696	
資産除去債務利息費用		98		98	
支払報酬料		10,252		7,490	
消耗品費		1,189		473	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		5,677		5,766	
保険料		234		291	
送金手数料		3,004		2,979	
一般管理費計			317,528		357,445
営業利益			35,180		189,338
営業外収益					
受取利息	1	2		2	
雑収入		1		1	
営業外収益計			3		4
経常利益			35,184		189,342
税引前当期純利益			35,184		189,342
法人税、住民税及び事業税	1		10,051		57,180
法人税等調整額			120		22,778
当期純利益			25,254		154,940

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	454,548	454,548	445,451	445,451
当期変動額							
当期純損失				25,254	25,254	25,254	25,254
当期変動額合計	-	-	-	25,254	25,254	25,254	25,254
当期末残高	450,000	450,000	450,000	429,294	429,294	470,705	470,705

当事業年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	429,294	429,294	470,705	470,705
当期変動額							
当期純利益				154,940	154,940	154,940	154,940
当期変動額合計	-	-	-	154,940	154,940	154,940	154,940
当期末残高	450,000	450,000	450,000	274,353	274,353	625,646	625,646

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	5～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

２．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第39号、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いに従い、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。会計上の見積りに用いた仮定について、現時点では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響はないと考えております。

注記事項

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針19号 2019年7月4日）第7 - 4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前会計年度に係るものについては記載していません。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年 3月31日現在)	当事業年度 (2022年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	2,249千円	2,961千円

２．関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2021年 3月31日現在)	当事業年度 (2022年 3月31日現在)
流動資産		
預金	119,828千円	64,634千円
流動負債		
未払手数料	57,863	110,565
その他未払金	53,149	109,060

(損益計算書関係)

１．関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
支払手数料	149,940 千円	237,467 千円
給料	234,441	269,115
法定福利費	27,384	32,303
不動産賃借料	15,979	15,870
賃借料	2,984	2,813
受取利息	1	0
法人税、住民税及び事業税	9,215	53,102

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社と授受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	277,664	277,664	-
資産計	277,664	277,664	-
(1) 未払手数料	141,297	141,297	-
(2) その他未払金	72,965	72,965	-
負債計	214,262	214,262	-

当事業年度（2022年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	660,476	660,476	-
資産計	660,476	660,476	-
(1) 未払手数料	337,785	337,785	-
(2) その他未払金	129,636	129,636	-
負債計	467,421	467,421	-

（注1）「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	277,664	-
合計	277,664	-

当事業年度（2022年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	660,476	-
合計	660,476	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット 以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年 3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年 3月31日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	660,476	-	660,476
資産計	-	660,476	-	660,476
未払手数料	-	337,785	-	337,785
その他未払金	-	129,636	-	129,636
負債計	-	467,421	-	467,421

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日現在)	当事業年度 (2022年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	2,270	2,660
未払賞与	13,382	17,047
資産除去債務	3,745	3,775
未払事業税	883	2,948
税務上の繰越欠損金(注2)	31,980	23,377
繰延税金資産小計	52,263	49,810
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	31,980	23,377
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	20,282	3,775
評価性引当額小計(注1)	52,263	27,153
繰延税金資産合計	-	22,657
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,155	3,034
繰延税金負債合計	3,155	3,034
繰延税金資産(負債)の純額	3,155	19,622

(注) 1. 評価性引当額が25,110千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金が課税所得に充当されたことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	11,139	8,740	4,716	7,385	31,980
評価性引当額	-	-	11,139	8,740	4,716	7,385	31,980
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	3,071	8,204	4,716	5,107	2,277	23,377
評価性引当額	-	3,071	8,204	4,716	5,107	2,277	23,377
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日現在)	当事業年度 (2022年 3月31日現在)
実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5	0.2
住民税均等割	0.8	0.2
評価性引当額の減少	6.9	13.3
その他	0.2	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%	18.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	12,134	12,232
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	98	98
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	12,232	12,331

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1．収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）	当事業年度 （自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）
営業収益	947,369	1,430,844
うち委託者報酬	947,369	1,430,844
公募投資信託から生じるもの	684,580	1,240,478
私募投資信託から生じるもの	262,788	190,365

2．収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 連結納税	税額のうち連結納税親会社への支払	9,215	その他未払金	9,215
							出向者負担金	261,826	その他未払金	43,933
							代行手数料	149,940	未払手数料	57,863

当事業年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 連結納税	税額のうち連結納税親会社への支払	53,102	その他未払金	53,102
							出向者負担金	301,419	その他未払金	55,957
							代行手数料	237,467	未払手数料	110,565

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	121,775	未払手数料	8,747

当事業年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	88,909	未払手数料	7,466

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

㈱あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
1株当たり純資産額	26,150.32円	34,758.15円
1株当たり当期純利益金額	1,403.02円	8,607.83円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
当期純利益（千円）	25,254	154,940
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,254	154,940
普通株式の期中平均株式数（株）	18,000	18,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (2022年 9月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			526,337
前払費用			4,842
未収委託者報酬			816,973
流動資産計			1,348,153
固定資産			
有形固定資産	1		10,982
建物		10,623	
器具備品		359	
無形固定資産			1,083
ソフトウェア		1,083	
投資その他の資産			11,878
繰延税金資産		11,878	
固定資産計			23,945
資産合計			1,372,098
(負債の部)			
流動負債			
未払金			480,267
未払手数料		417,564	
その他未払金		62,702	
未払費用			10,032
未払法人税等			54,712
未払消費税等			25,292
預り金			16,540
流動負債計			586,844
固定負債			
資産除去債務			12,381
固定負債計			12,381
負債合計			599,226
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			450,000
資本準備金		450,000	
利益剰余金			127,127
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		127,127	
純資産合計			772,872
負債・純資産合計			1,372,098

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		1,039,301	
営業収益計			1,039,301
営業費用			
支払手数料		526,655	
支払投資顧問料		8,681	
広告宣伝費		16,646	
調査費		13,440	
委託計算費		14,871	
営業雑経費		60,311	
通信費		2,063	
印刷費		57,562	
協会費		684	
営業費用計			640,606
一般管理費			
給料		145,111	
役員報酬		34,010	
給料・手当		90,736	
賞与		20,365	
法定福利費		18,185	
その他人件費		1,871	
交際費		401	
会議費		121	
旅費交通費		2,375	
租税公課		6,315	
不動産賃借料		7,883	
賃借料		2,024	
固定資産減価償却費	1	799	
資産除去債務利息費用		49	
支払報酬料		3,236	
消耗品費		153	
外注費		1,998	
保守修理費		3,347	
保険料		291	
送金手数料		1,044	
一般管理費計			195,210
営業利益			203,484
営業外収益			
受取利息		1	
営業外収益計			1
経常利益			203,486
税引前中間純利益			203,486
法人税、住民税及び 事業税			48,516
法人税等調整額			7,744
中間純利益			147,225

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	274,353	274,353	625,646	625,646
当中間期変動額							
中間純利益				147,225	147,225	147,225	147,225
当中間期変動額合計	-	-	-	147,225	147,225	147,225	147,225
当中間期末残高	450,000	450,000	450,000	127,127	127,127	772,872	772,872

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、あおぞら銀行株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

追加情報

(グループ通算制度の適用)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

注記事項

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（2022年 9月30日現在）

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,268千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

1. 有形固定資産の減価償却実施額 307千円
無形固定資産の減価償却実施額 492千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2022年 9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
未収委託者報酬	816,973	816,973	-
資産計	816,973	816,973	-
未払手数料	417,564	417,564	-
その他未払金	62,702	62,702	-
負債計	480,267	480,267	-

（注）「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット 以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2022年 9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2022年 9月30日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	816,973	-	816,973
資産計	-	816,973	-	816,973
未払手数料	-	417,564	-	417,564
その他未払金	-	62,702	-	62,702
負債計	-	480,267	-	480,267

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)	
期首残高	12,331
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	49
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	12,381

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)
営業収益	1,039,301
うち委託者報酬	1,039,301
公募投資信託から生じるもの	958,462
私募投資信託から生じるもの	80,838

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)

1株当たり純資産額 42,937.35円

1株当たり中間純利益金額 8,179.20円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)
中間純利益(千円)	147,225
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	147,225
普通株式の期中平均株式数(株)	18,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 松崎 雅 則

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 松崎雅則
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年1月27日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 松崎雅則

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・徹底分散グローバル・サステナビリティ株式ファンドの2022年5月31日から2022年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら・徹底分散グローバル・サステナビリティ株式ファンドの2022年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年5月31日から2022年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。